

令和 7 年度 長沢地内配水管布設工事（第 2 工区）
特 記 仕 様 書

（趣旨）

第1条 この特記仕様書は、水道工事標準仕様書【土木工事編】2010（日本水道協会）及び埼玉県土木工事实務要覧(埼玉県土木工事共通仕様書)令和6年4月に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・ 工事名 令和 7 年度 長沢地内配水管布設工事（第 2 工区）
- ・ 工事箇所 飯能市大字長沢地内

（準備）

第3条 地下埋設物等の障害があると予測される場合または、設計と異なる点が認められた場合は、速やかに監督員と協議しなければならない。

（周辺環境保全関係）

第4条 本工事において、使用する建設機械（バックホウ、振動ローラ、ラフテレーンクレーン等）については、排ガス対策型建設機械・低騒音建設機械を使用するものとする。

（公害調査）

第5条 本工事において、公害に係る調査が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議したうえで、設計変更の対象とする。

（共通事項）

第6条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を保存する。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画・再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- 500m³以上の土砂を搬入する工事

- 500t以上の砕石を搬入する工事

- 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事

- 最終請負金額100万円以上の工事

- 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- 500m³以上の建設発生土を搬出する工事

- アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200t以上搬出する工事

- 最終請負金額100万円以上の工事

- 2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

- 3 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または、電子マニフェストにより管理しなければならない。

ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を掲示しなければならない。

イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に掲示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を掲示しなければならない。

（建設発生土の搬出）

- 第7条 建設発生土は、UCR（青梅地区（オ））（以下、UCRとする）の受入地に搬出し工事間利用を図るものとする。

ア 受入側工事 青梅市成木5-1390 採石場復旧工事

イ 土質及び処分量 第3種建設発生土 98m³

ウ 受入期間 令和8年1月～令和8年3月

- 2 UCRの利用にあたっては、受注者はUCRに土砂搬入申込書を提出し、手数料を支払い、整理券の交付を受け、UCRの指示に従い建設発生土を受入地へ搬出する。なお、実施にあたっては、監督員の指導を受けるものとする。

- 3 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当窓口へ提出する。

- 4 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

(建設廃棄物の再資源化等)

第8条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所在地
コンクリート	東亜工業(株)	川越市大字下赤坂1817
アスファルト	東亜工業(株)	川越市大字下赤坂1817

上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものでない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資材利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

4 受注者は、工事施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再生資材の利用)

第9条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資材名	規格	備考
再生密粒度アスコン	(1 3)	表層
再生粒調碎石	4 0 mm以下	車道路盤等
再生切込碎石	4 0 mm以下	車道路盤等

なお、現場から 4 0 k m の範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

(創意工夫)

第10条 工事成績評定においての高度技術、創意工夫または地域社会への貢献(以下「創意工夫等」という)に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に受注者から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督員あてに提出され、それらの項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとする。実施前に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。

(設計図書の照査等)

第11条 本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督員に確認できる資料を書面により提出するものとする。本照査は、飯能市建設工事請負契約約款第 1 8 条に基づくものとし、設計変更の対象とする。

(住民への周知徹底)

第12条 工事施工に先立ち、地元自治会および住民等に対して、パンフレット等の配布や工事看板の設置等を行い、工事について、周知徹底を十分に図ること。

(配管技能者)

第13条 受注者は、工事着手に先立ち配管技能者の経歴書を写真とともに提出する。

2 配管技能者は、主に管の芯出し、据付け接合等を行うものとし、日本水道協会の配水管技能登録者(耐震)又は、それと同等以上の技能を有するものとする。

3 配管作業中は、常に配水管技能者登録証等を携帯し、配水管技能者であることが識別できるようにする。

(充水洗管作業)

第14条 充水・耐圧・洗管作業について、発注者から作業実施の連絡を受けた場合、協力するものとする。なお、配置する作業者については、管布設並びに弁類に熟練した作業者を配置すること。

（水圧試験）

第15条 日本ダクティル鉄管協会発行のダクティル鉄管布設工事標準マニュアルに基づき、管路水圧試験を実施する。

（関係者協議）

第16条 関係機関、地域等との調整を密に行うと共に、交通処理、安全対策には特に万全を期すこと。

（交通誘導警備員）

第17条 本工事の交通誘導警備員の配置については、以下のとおり施工箇所毎の人数を想定している。

全工種の施工について、交通誘導警備員 B、3 人/日。（交代要員を含む）

なお、これによりがたい場合は事前に協議すること。

（施工時期・施工時間帯）

第18条 本工事の工期は、契約書に明示された期間とする。

工事は、基本昼間施工（9時から5時）とする。ただし、天候、道路管理者等の指示や近接工事があるため、短時間となる場合や連日施工ができない場合がある。

（現場発生品）

第19条 現場発生品の運搬先については、以下のとおりとする。なお、これによりがたい場合は、協議の上で変更できるものとする。

<現場発生品>

飯能市大字小岩井 709-1 小岩井浄水場内の監督員が指定した場所

（その他）

第20条 施工する上で不明な点、施工数量等の変更や疑義がある場合は、その都度、監督員と協議するものとする。協議を行う際は判断を監督員に委ねるのではなく、必ず受注者の提案を添えること。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

(趣 旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

(適 用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

- ・工事名 令和7年度 長沢地内配水管布設工事（第2工区）
- ・工事箇所 飯能市大字長沢地内

(濁水の処理)

第3条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） 0.74m³
- ・中間処理施設 狭山市広瀬台2-12-13、大丸商事（株）
- ・処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却含まず）

2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

(共通事項)

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。

3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。

4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

(提出書類等)

第5条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第4条

第2項及び第3項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

- 2 受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。

（その他）

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

- 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
- 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

水道用石綿セメント管撤去作業特記仕様書

1 総則

1 適用

本特記仕様書は、石綿障害規則および関係法令に基づき、水道用石綿セメント管の撤去作業等に適用するものである。

2 連絡義務

受注者は、工事区間（掘削範囲）内に水道用石綿セメント管（以下「石綿管」という。）が存在する場合、または発見した場合は、作業を停止し、すみやかに監督職員に連絡を行ない指示に従わなければならない。

3 事前調査（石綿則第3条・第8条関係）

受注者は、石綿管の撤去が伴うと思われる場合、または監督職員から指示があった場合は、あらかじめ石綿管の埋設状況を調査し、監督職員に報告しなければならない。

4 作業計画（石綿則第4条関係）

受注者は、設計図書で明記されている場合、または監督職員より撤去の指示を受けた場合には、あらかじめ次の事項が示された石綿管の撤去作業計画を作成し、監督職員の承認を得て作業を行なわなければならない。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿粉じんの発散を防止し、また抑制する方法
- ③ 労働者への石綿粉じんのばく露（石綿粉じんにとさらされること）を防止する方法
- ④ 作業を第三者にて行なう場合の現場体制

5 作業主任者（石綿則第19条・第20条関係）

受注者は、石綿管を撤去する場合は、特定化学物質等作業主任技能講習を終了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行なわなければならない。

- ① 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、またこれらを吸い込まないよう、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 保護具の使用状況を監視すること。

6 特別教育（石綿則第27条関係）

受注者は、石綿管の撤去作業等に従事する労働者に次の項目について教育を行なわなければならない。

- ① 石綿等の有害性
- ② 石綿等の使用状況
- ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- ④ 保護具の使用方法
- ⑤ その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

2 撤去作業

1 撤去作業（石綿則第14条・第44条から第46条関係）

受注者は、石綿管の撤去作業にあたり次の項目を厳守しなければならない。

- ① 石綿管の切断等の作業を行なうときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク）および作業衣（または、保護衣）を使用させなければならない。
- ② 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。



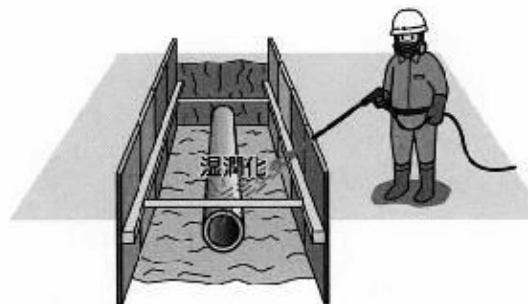
2 切断等の作業（石綿則第13条関係）

受注者は、石綿管の撤去に当たっては、原則として石綿管の切断等は避け、継手部で取り外すことを基本とする。やむを得ず、石綿管の切断等を行なう場合には、管に水かけるなど湿潤状態にして石綿粉じんの発散を防止しなければならない。

また、石綿管の切断等の作業において発散した石綿等の切りくず等を入れるための蓋のある容器を備えなければならない。

特に、廃石綿管の保管等において、石綿粉じんの発散防止を行なわなければならない。

受注者は、廃石綿管を撤去後直ちに、当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後、十分な強度を有するプラスチック袋等で梱包するなど、石綿粉じんの発散防止を行なわなければならない。



3 石綿ばく露防止対策等の提示

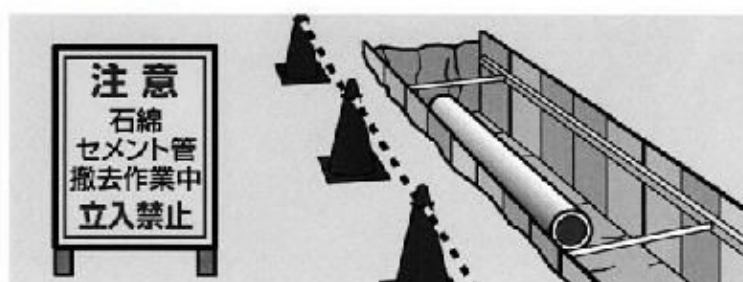
受注者は、石綿管の撤去に伴う石綿のばく露防止対策や石綿粉じんの飛散防止対策として関係労働者や周辺住民に周知徹底するため、その実施内容を作業現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平成17年8月2日付け基安発第0802003号、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知)

石綿セメント管の撤去等の作業に関するお知らせ		
石綿障害予防規則に基づき、 当該現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。		
石綿のばく露防止対策及び 石綿粉じんの飛散防止対策の内容	作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
石綿のばく露防止対策及び 石綿粉じんの飛散防止対策の概要： 〔例〕 ・遮蔽措置 ・保護具・保護衣の使用 ・立入禁止措置		
〇〇〇〇を石綿作業主任者に委任しています。		平成〇〇年〇〇月〇〇日（表示日）
石綿に係る特別の教育を授けられた者が作業を行っています。 受領した特別の教育：〇〇〇〇の完了した講習 （平成〇〇年〇〇月受講）	施工事業所名：	
	現場責任者氏名：	

4 関係者以外立入禁止（石綿則第15条関係）

受注者は、石綿管の撤去等の作業を行なう場合は、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければならない。



5 注文する際の条件（石綿則第9条関係）

受注者は、石綿管の撤去作業等を第3者に請け負わせる場合は、撤去方法、費用、工期等の契約条件等について、法令の規定が守られなくなるおそれのある条件を付けることにより、作業を請け負った者が、安全のために必要な措置を講ずることができなくなることがないように、配慮しなければならない。

3 運搬・処分

1 産業廃棄物としての適正処理

産廃物の処理及び清掃に関する法律の適用関係

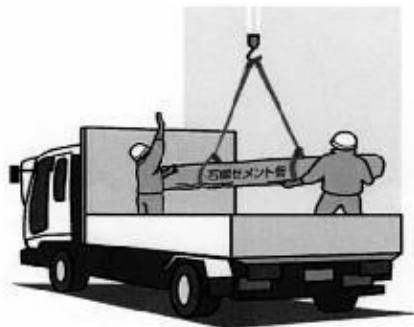
受注者は、撤去された石綿管（以下、「廃石綿管」）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項に規定する「産業廃棄物」に該当する。

また、石綿管を粉砕または破砕した場合は、「産廃物の処理および清掃に関する法律」第2条第5項に規定する「特別管理産業廃棄物」に該当する。

石綿管を廃棄する場合は、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理基準に基づいて処理を行わなければならない。

特に、廃石綿管の保管、収集運搬等において、石綿粉じんが発散するおそれがある場合は、次のような措置を講じることにより石綿粉じんの発散防止を行わなければならない。

- ① 受注者は、廃石綿管が運搬されるまでの間、当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後、十分な強度を有するプラスチック袋等（ポリエチレンスリーブ同等以上）で二重に梱包するなど、石綿粉じんの発散防止を行わなければならない。また、容器または包装の見やすい箇所に、アスベスト廃棄物である旨表示しなければならない。
- ② 粉砕または破砕した廃石綿管は、当該物を安定化させ、アスベスト処分専用袋で二重に梱包して、石綿粉じんの発散防止を行わなければならない。
- ③ 廃石綿管の収集運搬等に当たっては、廃石綿管を梱包したプラスチック袋等の破損または石綿管の破砕などにより石綿を発散させないように慎重に取り扱わなければならない。なお、プラスチック袋等の破損等により石綿の発散のおそれが生じた場合には、速やかに散水し、または覆いをかける等の措置を講じなければならない。
- ④ 廃石綿管の収集運搬等に当たっては、廃石綿管の運搬車両の荷台に覆いをかけなければならない。



4 石綿管撤去作業報告書

1 石綿管撤去に関する報告書の提出

受注者は、石綿管撤去作業完了後、適切に処理されたことを石綿管撤去作業報告書に記載し、監督職員に提出しなければならない。

5 関連情報

以下のホームページには、石綿則、通知のほか、関連する石綿情報が掲載されていますのでご参照ください。

1 石綿情報 (トップページ)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

2 石綿についての関連法令、通知等一覧

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/index.html>

3 関連パンフレット

① 「建築物からの石綿粉じん対策（建設物所有者・管理者向け）」

1～2ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/dl/tp0224-1g1.pdf>

3～4ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/dl/tp0224-1g2.pdf>

② 「建築物の解体等の作業における石綿対策（解体事業者向け）」

1～2ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/dl/tp0224-1f1.pdf>

3～4ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/dl/tp0224-1f2.pdf>

5～7ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/dl/tp0224-1f3.pdf>

8ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/dl/tp0224-1f4.pdf>

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係

① 「廃棄物処理法における廃石綿等の扱い」

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html

② 「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbesto.pdf>

石綿則全般に関するお問合せは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。